

## 庄原市不妊治療費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、医療保険対象外の特定不妊治療を行なう者に予算の範囲内において補助金を交付し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊症と診断された者に対し、医師により行われる体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

(交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 法律上の婚姻をしている者であること。
- (3) 広島県不妊治療支援事業による助成の決定を受けた者であること。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、交付対象者が受けた1回の特定不妊治療に要した医療費から、広島県不妊治療支援事業による助成額を控除した額とし、15万円を上限とする。ただし、治療内容が別表のC又はFの場合は、7万5千円を上限とする。

2 補助金の交付回数及び対象年齢は、広島県不妊治療支援事業実施要綱の規定を準用する。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市

不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 広島県不妊治療支援事業承認決定通知書の写し
  - (2) 広島県不妊治療支援事業申請書に添付する不妊治療費助成申請に係る証明書の写し
  - (3) 広島県に提出した特定不妊治療に要した治療費（保険外診療）の領収書の写し
- （交付決定）

**第6条** 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市不妊治療費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、庄原市不妊治療費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第7条** 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、庄原市不妊治療費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（台帳の整備）

**第8条** 市長は、本事業の補助金交付の状況を明確にするため台帳を整備し、交付の経過処理を行うものとする。

（その他）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成23年7月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止